第1章 あきる野市の環境の現状

あきる野市は、都心から 40~50km 圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的緩やかな秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。 平坦部は秋留台地からなり、秋川と平井川に沿って市街地を形成しています。

また、市は、市域の面積(7,347ha)の約6割を森林が占めており、多摩地域でも豊かな自然が残っています。その一方で、農地は年々減少を続け、宅地が増加傾向にあります。

本章では、市の環境の現状について、各分野(自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、 人の活動分野)の取組を掲載します。

1 自然環境分野

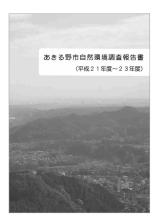
自-1 基礎情報の調査・収集

1) 自然環境調査

市内の森林や雑木林、農地などにおいては、林業・農業関係者の高齢化・後継者不足などの様々な要因によって、適正な維持管理が十分に行われていない状況にあります。

市では、市域の自然環境の状況を把握し、保全すべき地域の設定や保全策の検討を行うため、平成21年度から自然環境に関する専門的な知識を有する方による「あきる野市自然環境調査部会」を組織し、自然環境調査を実施しています。初めの3年間の調査結果については、「あきる野市自然環境調査報告書(平成21年度~23年度)」として取りまとめ、市内の図書館やホームページでご覧いただくことができます。

また、あきる野の自然環境を身近に感じてもらうため、リーフレット「知って守ろうあきる野の自然」で調査結果の一部を紹介しています。この調査結果は、平成 26 年度に策定した「生物多様性あきる野戦略 ~未来の子ども達に贈る あきる野の自然の恵み~」や、現在進めている市内の守るべき動植物等の種類をリスト化した「あきる野市版レッドリスト」の基礎資料にもなっています。令和 6 年度は、自然環境調査を継続して実施しました。



<あきる野市自然環境調査報告書 平成 21 年度~23 年度>



<リーフレット 「知って守ろうあきる野の自然」>



<生物多様性あきる野戦略>

2) 森林レンジャーあきる野による活動の推進

「あきる野市郷土の恵みの森構想」(平成22年3月策定)に基づく森づくり事業の推進のため、平成22年5月に専門知識を持つ4人による「森林レンジャーあきる野」を設置しました。平成29年度からは、森林レンジャーあきる野の1人がこれまでの知識と経験、技術を活かす場として、小宮ふるさと自然体験学校の校長に就任したため、現在は3人で活動を行っています。

森林レンジャーあきる野は、登山道や山林地帯を巡視し、整備・補修するとともに、市内に生息する動植物の調査、滝や沢、巨木などの地域資源の掘り起こしなども行います。

さらに、地域の森づくりに関連した自然環境体験イベントの開催など、森とその周辺にある地域資源の持つ魅力を市内外に向けて発信しています。

また、学校の出前授業や寿大学等の講師派遣など、自然環境教育に関する活動を行っています。令和6年度は計9回実施し、参加人数は199人でした。なお、令和5年度まで小宮ふるさと自然体験学校と共同で実施していた市内公立小学校を対象とした小宮地区体験学習については、令和6年度からは小宮ふるさと自然体験学校単独で実施しています。

森林レンジャーあきる野による動植物調査において、これまでに動物では合計 143 種(哺乳類 5 種類、鳥類 71 種類、爬虫類 11 種類、両生類 10 種類、魚類 10 種類、昆虫類など 36 種類)、植物では 150 種の絶滅危惧種の生息・生育を確認しています。

※ 植物については、これまで準絶滅危惧種、データなし及び情報不足の種数を含めた種数の報告となっていましたが、動物に合わせ絶滅危惧種の種数のみの報告に改めています。なお、準絶滅危惧種、データなし及び情報不足の種数を含めた種数は、224種です。

3) 生物多様性に関する情報発信

生物多様性に関する情報の共有化のため、様々な方策による情報発信に取り組んでいます。

令和6年度は、市広報及びホームページにおいて、「森林レンジャーがゆく」を8回掲載したほか、「森林レンジャーあきる野新聞」を8回発行し、森林レンジャーあきる野の活動の紹介を通じて、森の状況、動植物の状況など森の魅力を発信しました。

また、外来種対策を通じて、外来種が在来種に及ぼす影響や生物多様性の概念などについても周知を図りました。



<森林レンジャーあきる野新聞>

自-2 生物多様性の保全

1) 生物多様性保全の仕組みづくり

市では、平成 26 年9月に「生物多様性あきる野戦略」を策定し、生物多様性の保全に取り組むとともに、令和3年3月には、その実施計画である「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」を改定し、多様な主体の連携による生物多様性の保全と活用に関する取組を進めています。平成 29 年9月には、「あきる野市生物多様性保全条例」を制定し、市内の希少な動植物を保護する仕組みをつくり、令和6年度は、「あきる野市版レッドリスト(昆虫)」を作成するため、市内に生息する昆虫の情報の整理・集約、市内で生物調査を行う団体等と連携を図りました。また、従来から継続している取組として、市内の緑の保全を図るため、一定の条件を満たす樹林地、樹木などを保存緑地として指定する制度があり、令和6年度における保存緑地は、樹木155件、樹林地4か所(10,833.83㎡)、屋敷林1宅地、さらに、緑の活用を図るため、公開できる緑地を公開緑地として1か所(14,593㎡)指定しています。

2) 有害鳥獣対策及び外来種対策

農作物被害を引き起こす有害鳥獣(イノシシなど)対策を進めるため、追い払いや電気柵の設置、箱わなによる捕獲等を行っています。また、外来種であるアライグマ・ハクビシンは、農作物被害を引き起こすほか、地域の生態系などに被害を及ぼすため、有害鳥獣対策と外来種対策の両面から、箱わなによる捕獲等を進めています。これらの取組は、専門的な知識や幅広い主体の協力が必要であることから、猟友会や市民ボランティアで組織する「あきる野の農と生態系を守り隊」との連携により推進しています。

令和6年度は、アライグマ・ハクビシンの対策として、引き続き、市民等へわなの貸出しによる捕獲及び捕獲分布図などを掲載したホームページの内容を更新し、周知啓発を行いました。

外来植物であるオオキンケイギク、オオブタクサの対策について、これらの特徴や影響、駆除の方法の周知を継続するとともに、広報等で情報提供を呼びかけました。サクラ等の樹木を加害するクビアカツヤカミキリの対策については、市職員による公共施設の調査結果と市民による目撃情報を基に分布状況を把握し、防除対策を行っています。令和6年度から、クビアカツヤカミキリの成虫の捕獲(捕殺)及び被害木の調査を実施するボランティアを募り、捕獲調査隊を結成しました。また、サクラ等の被害木の所有者に対し、防除及び伐採の補助金を交付し、被害木9件の伐採が行われました。外来種対策の基礎情報として、市民から分布情報を提供してもらっており、令和6年度の目撃情報件数の実績は、アライグマ・ハクビシン39件(不明含む)、クビアカツヤカミキリ173件(別種含む)でした。

また、令和5年6月から新たに条件付特定外来生物に指定されたアカミミガメについて、わなによる捕獲を実施しました。同じく条件付特定外来生物に指定されたアメリカザリガニについては、市民参加による防除作戦を実施し、305匹を捕獲しました。

令和6年4月に東京都と締結した「あきる野市におけるツキノワグマ防除対策事業に関する基本協定書」に基づき、ツキノワグマ対策事業による見回りや追い払い、緩衝帯整備等の防除を実施しました。

自-3 生物多様性の創出

1) 郷土の恵みの森づくり事業

市域の森づくりのあり方を示す「あきる野市郷土の恵みの森構想」や「生物多様性あきる野戦略」「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」に基づき、地域との協働による「郷土の恵みの森づくり事業」に取り組んでいます。

「郷土の恵みの森づくり事業」には、町内会・自治会等を主体とする昔道や尾根道の補修、景観整備のほか、「森林レンジャーあきる野」の活動(4 頁掲載)、森の子コレンジャー活動(31 頁掲載)、小宮ふるさと自然体験学校の運営(30 頁掲載)などが挙げられます。

昔道や尾根道の補修、景観整備の実施に当たっては、森づくりに関心のある方・事業者・団体からなるボランティア組織である「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会等の支援に取り組んでいます。令和6年11月の菅生の森づくり事業(コナラの植樹)には2人が参加しました。

また、市は町内会・自治会等が主体となり取り組んでいる昔道や尾根道の補修、景観整備等を行う「郷土の恵みの森づくり事業」に対して交付金を交付しています。令和6年度は、13の町内会・自治会等により22か所で事業が実施されました。

さらに、カシノナガキクイムシ等を原因とするナラ枯れの被害を防止し、生物多様性の保全を推進するため、ナラ枯れの被害木又は被害を受けるおそれのあるコナラやミズナラ等のブナ科の樹木の所有者等に対して、倒木や落枝等により人身や家屋等に危害を及ぼすおそれがある被害木の伐採等に要する費用の一部を補助しました。なお、補助金交付件数は5件で被害木の伐採は10本でした。

「郷土の恵みの森づくり事業」以外においても、「あきる野市森林整備計画」に基づき、森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、林業の振興や森林の保全と活用のための森林整備を継続しています。令和6年度における整備面積は、間伐37.91ha、枝打ち8.08ha、伐採11.47haでした。

事業名	事業数	実施団体
昔道・尾根道補修等事業	8 事業	5 町内会・自治会等
景観整備事業	14 事業	10 自治会等

郷土の恵みの森づくり事業概要(令和6年度)



<森林サポートレンジャーによる整備活動の様子>



<自治会による景観整備の様子>

2) 魅力あふれる川づくりに関する取組

清流として知られる秋川は、優れた景観を有するだけでなく、釣りやバーベキュー、川遊びなどの 場として市民や観光客に親しまれる、本市を代表する河川の一つです。

その一方で、河川環境の劣化や魚類の減少を懸念する声も聞かれることから、東京都の「秋川流域河川整備計画」により、東京都や秋川漁業協同組合と連携して、河川環境の維持・向上を図るとともに、稚魚の放流等の施策により、江戸前アユをはじめとする魚類の生息数や生息環境の回復を進め、更なる魅力向上を図っています。また、市では、指定管理によるバーベキュー場を設置し、適切な管理をしている一方で、管理地以外でのバーベキューのごみの放置など、河川利用のマナーについての課題が大きくなっています。

令和6年度は、秋川にある4か所の魚道を年2回点検し、流木・砂利の撤去を行うとともに、秋川 漁業協同組合が実施したアユの解禁時の状況確認や河川清掃、魚類の保護を推進しました。



自-4 生物多様性の活用

1) 地産地消及び地域のブランド化の推進

地域から産出される農畜産物や木材等をその地域で消費する「地産地消」は、身近な生物多様性の恵 みを感じられるだけでなく、生物多様性の普及啓発や輸送に係るエネルギーの削減への貢献など、様々 な効果が期待されます。このため、本市においても、農業振興や林業振興の取組の一つとして、地域か ら産出される農作物や木材の利用を積極的に進め、地産地消に取り組んでいます。

令和 6 年度も、引き続き、「地産地消型」農業の拠点となる秋川ファーマーズセンターの一層の充実 に向けて、JAあきがわと検討を重ねました。

また、木材については、「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づ き、庁舎内のラック、秋川ふれあいセンターの建築資材、児童館のロッカー及び下駄箱、秋川流域病児・ 病後児保育室「ぬくもり」の建築資材、子育てひろばのオブジェ(シンボルツリー)、フレア五日市の 建築資材、消防団詰所の資材の一部に多摩産材を利用しています。

あきる野商工会では、地元の良質な食品等を地域ブランドである「秋川渓谷物語」に認定し、地場産 業の振興と発展に寄与しています。 市では、 こうした取組を支援するため、 平成 28 年度に締結した株 式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定により、市内にあるセブン-イレブンに おいて、「秋川渓谷物語」ブランドの認証を受けた商品の販売をしており、令和 6 年度も、引き続き、 地産地消の促進と土産物需要に対し、更なる拡充を図りました。

また、ふるさと納税では、市内事業者と連携し、「森っこサンちゃん」を活用した返礼品の開発や提 供に向けた支援を行っています。

その他、「秋川渓谷」ロゴの活用推進や、本市のイメージキャラクターである「森っこサンちゃん」 のLINEスタンプを販売するなど、「秋川渓谷」としての地域ブランド化に向けた取組を行いました。 令和 6 年度も、「『森っこサンちゃん』の使用に関する要領」に基づき、「森っこサンちゃん」が事業 者により各種商品等に活用されています。また、着ぐるみについては、「『森っこサンちゃん』 着ぐるみ 使用基準」に基づき、市のイベント等で活用しているほか、市職員がボランティアで組織する「森っこ サンちゃんサポーターズクラブ」を設置し、「森っこサンちゃん」の幅広い活用の検討や着ぐるみ対応 の支援などを行っています。





<「森っこサンちゃん」のイラスト> <「森っこサンちゃん」LINE スタンプ>



<「秋川渓谷」ロゴ>

2) 生物多様性を活かした観光振興

秋川流域の大地は、古生代から新生代にかけての多くの地層がまとまって分布する全国でも有数の 地域です。この多様な大地を背景として、この地域の生物多様性が維持されています。

このような貴重な大地を保全するとともに、観光や商業などによる地域の活性化を目指すため、平成28年度に開室した秋川渓谷戸倉体験研修センター(戸倉しろやまテラス)3階の秋川流域ジオ情報室において、秋川流域周辺の生物多様性に関する展示や貴重な地域資源の情報を発信し、広く一般の方々に向けて秋川流域の魅力をPRしています。観光拠点の一つである同施設では、生物多様性を活かした体験研修等を行っています。令和6年度は、秋川流域ジオ情報室と連携し、事業のサービス向上を図り、1,593人が体験事業に参加しました。

また、「あきる野百景」を各公共施設や観光施設に設置・配布し、周知を継続しました。さらに、秋川流域の地質・地形・化石等の自然遺産に関する「たのしるBOOK」や「秋川流域ジオサイトマップ」を作成し、市民への普及啓発に活用しています。その他の観光パンフレットについても、最新情報に更新して配布しています。観光ルートに関しては、①秋川エリアルート、②増戸ルート、③五日市ルート、④金比羅ルート、⑤深沢ルート(あじさい山)、⑥戸倉ルート、⑦乙津・養沢ルートについて、重点的なプロモーションと整備を実施しました。

令和7年3月には、秋川流域活性化に向け、武蔵五日市駅前拠点施設「フレア五日市」を建設しま した。(同施設は、令和7年7月にオープンしています。)

その他、環境に対するインパクトを最小限にして、アウトドアを楽しむための環境倫理プログラムである LNT 講座を、職員・市民向けに企画し、持続可能な観光の推進に加え、生物多様性の保全に努めました。



<観光パンフレット「秋川渓谷~春夏編~」 「秋川渓谷~秋冬編~」>



<武蔵五日市駅前拠点施設「フレア五日市」>



<秋川流域ジオ情報室>



<自然体験の様子>

2 生活環境分野

生-1 公害対策の推進

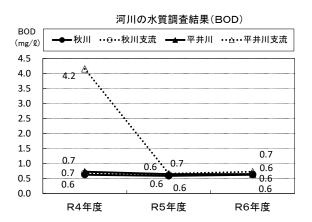
1) 河川の水質 (調査結果の詳細は資料編 110 頁~113 頁に掲載)

良好な生活環境を維持するため、市内の河川やその支流 20 か所で、年 4 回の水質調査を実施しています。

平成29年4月1日から、平井川・養沢川は河川の水域類型が変更となり、市内の河川類型は全河川でAA類型となっています。

水質汚濁の指標となる BOD(*)をみると、秋川は、 支流も含め良好な水質を維持し、環境基準を達成しています。令和 4 年度に環境基準を大きく超過した 平井川支流では、令和 5 年度に引き続き、令和 6 年 度も追加調査を行いましたが、環境基準を超える数 値は確認されませんでした。

また、多摩川と関連河川の水質の向上を目的として、多摩川流域の関係自治体が同一日に実施する河川の水質調査に参加しています。秋川、平井川と多摩川が合流する地点で、年2回調査を行い、おおむね良好な水質が維持されているという結果を得ています。



※ データは、各河川の複数地点で年間4回(5・8・ 11・2月)実施している測定結果の平均値である。

【水質汚濁に係る環境基準】 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

類型	河川名	環境基準
河JIIAA類型	秋川 平井川 養沢川	1mg/l以下

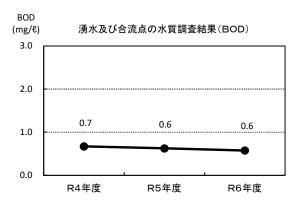
* BOD(生物化学的酸素要求量): 水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。この値が大きいほど水質汚濁が著しいといえる。

2) 湧水及び合流点の水質調査 (調査結果の詳細は資料編 114 頁に掲載)

本市は、河川沿いの崖線や秋留台地の縁部から湧水が 流出しており、良好な自然環境を形成する大きな要素の 一つとなっています。

市では、「あきる野市清流保全条例」に基づき、年 1回、湧水17か所、河川との合流点19か所で水 質調査を実施しています。

湧水の水質には、環境基準が設定されていないため、 参考として、1)に示す生活環境の保全に関する環境基準(河川 AA 類型)と比較すると、一部で環境基準を超 過していたため、今後も引き続き調査を実施し、経過の 観察を行っていきます。



※ データは、各地点で実施している測定結果の 平均値である。

3) 地下水汚染調査 (調査結果の詳細は資料編 115 頁に掲載)

地下水は、身近な資源として利用されるだけでなく、 環境を形成する上でも重要な要素の一つとなっています。

市では、市街地をおおむね2キロメートル四方に区切り、そのうちの7か所(工場、事業所、住宅地近辺)の井戸水を採取し調査を実施しています。

調査を行った全ての地点で環境基準を達成しており、 良好な水質が維持されています。なお、調査項目と環境 基準は、右表に示すとおりです。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

調査項目	環境基準
トリクロロエチレン	0. 01mg/l以下
テトラクロロエチレン	0. 01mg/l以下
1,1,1ートリクロロエタン	1mg/l以下

4) 秋川·平井川水生生物調査

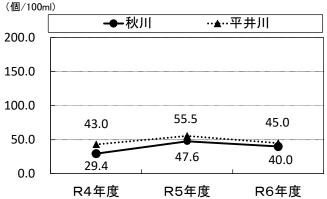
カゲロウ、サワガニなどの河川に生息する水生生物は、水質汚濁などの影響を受けやすいことから、 秋川4か所、平井川2か所の計6か所において、年2回、生息する水生生物を指標として水質を判定 する調査を実施しています。指標生物の同定・分類を行い、汚濁の度合いは「きれい~わりあいきれい」 で総合水質判定されています。

5) 秋川・平井川ふん便性大腸菌群数調査 (調査結果の詳細は資料編 115 頁に掲載)

秋川、平井川の親水性の高さに着目し、環境省が示す水浴場水質判定基準に沿って、秋川9か所、 平井川2か所の計11か所において、年1回、ふん便性大腸菌群数の測定をしています。

令和6年度の値は、秋川、平井川とも水浴場水質判定基準において適(水質 A)となっています。

秋川・平井川ふん便性大腸菌群数



水浴場水質判定基準(環境省)

	区分	ふん便性大腸菌群数
適	水質AA	不検出(検出限界2個/100ml)
迴	水質A	100個/100ml 以下
可	水質B	400個/100ml 以下
PJ	水質C	1, 000個/100ml 以下
	不適	1, 000個/100ml 超過

※ データは、各地点で実施している測定結果の平均値である。

6) 工場等排水調査

水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、一日当たりの排水量が20 m/日以上の事業場と有害化学物質等を処理して排水している事業場を対象として、年1回、排水の調査を実施しています。調査結果は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」で定める排水基準値以下となっています。

7) ゴルフ場水質調査

市内2か所のゴルフ場で使用されている農薬(除草剤、殺虫剤、殺菌剤など)が河川に与える影響を確認するため、各ゴルフ場内の調整池において、年1回、水質調査を実施しています。いずれの地点も「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針(令和2年3月27日)」における水濁指針値を達成しています。

8) 道路沿道調査

市内の道路 4 か所(国道 411 号線、都道 166 号線、五日市街道、睦橋通り)において、道路沿道環境の実態を把握するため、騒音と交通量を調査しています。

調査結果では、要請限度を超過している場所はありませんが、引き続き監視を続け、必要に応じて道路管理者等に騒音低減措置を要請していきます。

田本担託	等価騒音レベル(dB)(*1)		要請限度(dB)(*2)			交通量(台/10分)	
調査場所	昼間	夜間	区域(*3)	昼間	夜間	昼間	夜間
国道411号線	68	63	b	75	70	163	28
都道166号線	69	63	а	75	70	115	22
五日市街道	65	57	С	75	70	91	9
睦橋通り	69	65	b	75	70	188	39

令和6年度道路沿道調査結果

※ 実施日:令和6年10月7日~10月8日

*1 等価騒音レベル: 一定時間に測定された多数の騒音データについて、エネルギー量で平均して何 d B の騒音 に相当するかを求めたもの。

*2 要請限度: 環境省令で定める自動車騒音又は道路交通振動の限度。区市町村長は、要請限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し措置をとることを要請できる。

*3 区域 [a]: 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域をいう。 [b]: 第1・2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域をいう。

[c]: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域をいう。

9) 大気中ダイオキシン類調査

調査対象としているダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。

市では、あきる野市役所及び五日市出張所の屋上の2か所において、年1回、測定を行っています。 過去3年間の測定結果では、両地点ともダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を達成してい ます。

大気中ダイオキシン類調査結果

調査場所		環境基準		
神旦物 加	R4年度	R5年度	R6年度	垛况 空牛
あきる野市役所	0. 013	0. 009	0. 006	0.60
五日市出張所	0. 011	0. 009	0. 005	0. 60

* pg(ピコグラム): 1兆分の1グラム * TEQ: 毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位 ※ 令和6年8月19日~8月26日に実施した調査結果である。

10) 二酸化窒素調査 (調査結果の詳細は資料編 116 頁に掲載)

主要道路の交通量増加に伴う自動車の排気ガスの 影響を把握するため、年4回、市内22か所で、二 酸化窒素を測定しています。過去3年間の測定結果で は、二酸化窒素に係る環境基準を達成しています。 二酸化窒素(NO2)調査結果

測定	測定結果(ppm) (*1)				
R4 年度	(*2)				
0. 009	0. 008	0. 011	0. 06		

[※] データは、各道路で実施している測定結果の平均値である。

- *1 ppm(ピーピーエム): 容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、100万分の1を1ppmという。例えばNO2が1ppmとは、空気1㎡中にNO2が1c㎡含まれる場合である。
- *2 1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

11) 一般大気調査 (調査結果の詳細は資料編 117 頁に掲載)

浮遊粉じんは、大気中で気体のように長期間浮遊している粒子です。 浮遊粉じんのうち粒径が 10 μ m(*1)以下のものを浮遊粒子状物質といいます。

市では、市内 15 か所(令和 6 年度)において、 浮遊粉じんの全体量を測定しています。

浮遊粉じん量については、大気の汚染に係る環境 基準が設定されていないため、参考として浮遊粉じん より粒径の小さい浮遊粒子状物質の環境基準と比較 したところ、全測定箇所の値は、浮遊粒子状物質の 環境基準値を下回っていました。

浮遊粉じん調査結果

	(参考)		
R4年度	R5年度	環境基準 (*2)	
0. 0227	0. 0095	0. 0217	0. 10

※ データは、各調査場所で実施している測定結果 の平均値である。

- *1 μ m(マイクロメートル): 1 μ mは100万分の1mで、0.001mmである。
- *2 1時間値の1日平均値がO. 1 Omg/m以下であり、かつ、1時間値がO. 2 Omg/m以下であること。

12) 工場等臭気調査

塗装工場のシンナー等の有機溶剤が大気環境に与える影響を把握するため、市内 2 か所において、 年 1 回、臭気調査を実施しています。いずれの地点も環境確保条例で定める臭気指数の許容限度内で した。

13) 採石場周辺環境調査

特定の事業所との環境保全協定に基づき、交通量調査を年2回(5月、11月)、総浮遊粉じん 量調査を年4回(5月、9月、11月、2月)、浮遊重金属量調査を年1回(2月)、二酸化窒素調 査を年4回(5月、9月、11月、2月)実施しています。各調査結果からは、採石場粉じん及び ダンプカーの通行による大気への影響は認められませんでした。

14) 事業所関連水質調査

特定の事業所(2社)との環境保全協定に基づき、水質関連調査を実施しています。いずれも水質汚濁に関する環境基準値以下でした。

15) 放射線・放射性物質の測定 (調査結果の詳細は資料編 118 頁に掲載)

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受け、市では、空間放射線測定を実施しています。(平成29年度からは、公共施設等の測定を廃止しました。)

空間放射線については、年2回、市内4か所を定点として 測定しました。(近年は測定値の推移に大きな変動が見られ ないことから、令和6年度より測定地点及び測定頻度を変 更しました。)

これらの測定ポイントにおいて、「あきる野市空間放射線測定等に関する基準」(平成 23 年 11 月 24 日決定)に示す基準値、毎時 0. $23 \mu \text{Sv}$ (*1) (追加被ばく線量(*2)年間 1 mSv(*3)) を超える地点はありませんでした。

農産物等の放射性物質の検査は、原子力安全委員会の検査計画・品目・区域などの考え方に基づき、平成 23 年度から継続して、東京都が実施しています。



<空間放射線測定の様子>

- *1 μ S v (マイクロシーベルト) : 人体が直接影響を受ける放射線量を表す単位で、通常 1 時間当たりの線量を示す。 1 μ S v は、100万分の1S v である。
- *2 追加被ばく線量: 自然界や医療行為により被ばくする放射線を除いた被ばく線量をいう。
- *3 mS v (ミリシーベルト): 1mS vは、1000分の1S vである。

16) 石綿(アスベスト)に関する取組

石綿(アスベスト)は、昭和30年代から建材等に繊維素材として多く使用されていましたが、健康被害が知られるようになり、昭和50年に吹付けアスベストの使用が禁止されて以降、段階的に使用が禁止され、平成24年に全面使用禁止となりました。しかし、現在も使用が禁止となる以前のアスベストを含む建材が使われた建物等が多く残されており、解体・改修工事を行う時には注意が必要です。市では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」に基づき、アスベスト対

市では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」に基づさ、アスペスト対策を行っています。また、令和4年4月からは、大気汚染防止法の改正に伴い、一定規模以上の建築物等の解体・改修工事を行う場合は、当該工事における石綿含有建材の有無の事前調査結果を報告することが義務づけられ、アスベスト飛散防止における対策が強化されました。そのため、市広報やホームページなどで解体・改修工事を検討している市民や事業者への情報の周知を行うとともに、申請された事前調査報告書に基づき、立入調査を実施しています。

また、災害時は被災した損壊建物からのアスベスト飛散にも注意が必要なことから、市民への周知を図るとともに、災害ボランティアセンターとなるあきる野市社会福祉協議会とも連携し、周知を行っています。

17) 市内におけるPFASの調査結果 (調査結果の詳細は資料編 118 頁に掲載)

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされています。PFASの中でも、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)・PFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、幅広い用途で使用されてきました

が、現在、国内での製造・輸入等が原則禁止されています。令和2年に国により、公共用水域、地下水の暫定指針値は50ナノグラム/リットル(PFOSと PFOA の合計値)に設定されました。

東京都では、調査項目に PFOS 及び PFOA を追加し、都内全域の地下水を対象に調査を実施しています。 令和 6 年度の調査では、国の暫定指針値を超える市内の調査地点はありませんでした。 また、過去の調査においても暫定指針値を超えたことはありません。



生-2 資源循環型社会の構築

1) ごみ排出量

令和6年度のごみ総排出量は21,319 t で、前年度より129 t 減少(-0.6%) しました。このうち、総ごみ排出量の約8割を占める可燃ごみについては、16,357 t が排出されており、前年度より115 t 減少(-0.7%) しました。

令和6年度の1人1日当たりのごみ排出量は736.1gであり、全国の851g(令和5年度)(*1)よりは少ないものの、都内30市町村(多摩地域)のうち排出量の多い順から5番目(令和6年度)に位置し、多摩地域の平均排出量である638.3g(*2)を97.8g上回っています。

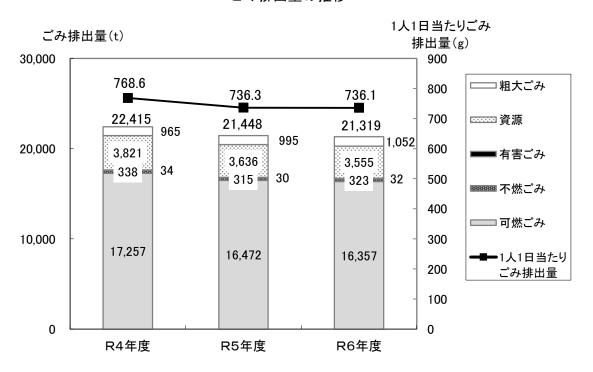
今後も、ごみの減量に向け、食品ロス削減の推進、簡易包装の商品を選ぶ、物は長く大切に使う、 生ごみは捨てる前に水分をひと搾りする、資源化できるごみは資源として排出するなど、生活の中で 一人ひとりがごみを出さないように心掛けることが大切です。

*1: 資料「一般廃棄物処理事業実態調査 令和5年度(環境省)」

*2: 資料「多摩地域ごみ実態調査 2024(令和6年)年度統計」(公益財団法人 東京市町村自治調査会)

※ 1人1日あたりのごみ排出量はあきる野市事務報告書の数値(端数は小数点第2位を四捨五入)

ごみ排出量の推移



2) 3Rの推進

市では、持続的発展が可能な社会を目指し、市民や事業者との協働のもと、ごみの減量化や資源化を進め、資源循環型社会の構築を目指しています。

そのために、「あきる野市廃棄物減量等推進員」(あきる野ごみ会議)の活動などを通じて、Reduce (リデュース、発生抑制)、Reuse (リユース、再使用)、Recycle (リサイクル、再生利用)の3Rの取組を推進しています。ごみ減量やリサイクル意識の啓発のため、ごみ会議の運営やごみ情報誌「へらすぞう」の発行、イベントの開催などに取り組んでいます。

令和6年度においても、ごみ会議の運営やごみ情報誌「へらすぞう」の発行を継続しました。また、 市民や市内事業者から余剰食品を回収し、子ども食堂等へ配布するフードドライブ事業を3回開催し、 食品ロスをテーマにした講演会の開催や食品ロスに関する授業を市内小学校10校で実施しました。

この他に、生ごみ堆肥化の普及のため、定期的な生ごみ堆肥化講習会(ダンボール式コンポスト講習会および不織布バッグタイプのコンポスト講習会)の実施、EM 菌生ごみ処理容器の貸与を実施しました。また、市内の小中学校の児童・生徒を対象に、ごみ問題啓発用ポスターコンクールを開催し、応募作品を活用した啓発事業として、市内の有料ごみ袋販売店など 26 店舗で年間を通して掲出し、ごみ問題の周知に取り組みました。



< 堆肥化講習会(コンポストバッグ)の様子>



くごみ情報誌「へらすぞう」>

3) 資源循環型社会に向けたシステムづくり

ごみの分別の徹底や減量・資源化の推進、意識の向上を図るため、リサイクル意識の高揚と地域コミュニティの活性化、環境教育の一環として、資源集団回収を行っています。令和6年度の資源集団回収団体は94団体、回収実績は延べ772回、1,464 tに上りました。資源集団回収を推進するため、市では奨励金を交付しています。

また、金属・ビン類、紙類、布類、ペットボトル、白色トレイについては戸別回収を実施しており、 令和6年度の回収量は、3,555 t となりました。

加えてプラスチック製品のごみ発生抑制と再資源化を推進するため、株式会社パイロットコーポレーション及び HOYA 株式会社アイケアカンパニーと協定を令和6年10月から締結し、プラスチック製品を回収ボックスに投函する方式で、再度プラスチック製品に戻す活動も実施しています。使用済みインクカートリッジ回収事業とともに、今後も再資源化を啓発していきます。

生-3 清潔で快適なまちづくりの推進

1) 市街地における緑の保全・創出

市には、山林や農地以外でも、公園や住宅地などの市街地に、多くの緑が存在しています。これらの緑は、生態系保全の役割を果たすとともに、人々の暮らしに潤いをもたらしてくれます。このため、市街地における緑の保全や創出を継続しています。

ゴーヤの苗の配布等を通じ、グリーンカーテンの普及拡大や、農地・緑地の多面的機能について情報 発信を行いました。

また、市では、「工場立地法」や「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、大規模工場の設置、500 ㎡以上の敷地における建築物等の設置、500 ㎡以上の区域における宅地造成その他土地の区画形質の変更に対し、緑化の指導を行っています。令和6年度は、工場立地法の届出0件、緑化計画書8件、宅地造成等に関する届出書9件の届出がありました。

2) 清潔で快適なまちづくり

誰もが愛着を持てる清潔なまちづくりに向け、市民との連携のもと、歩きたくなるような魅力的な街 並みの形成を進めています。

町内会・自治会、秋川漁業協同組合、PTA等の協力のもと、市内各地の道路や河川等の一斉清掃を実施しています。令和6年度は春・秋2回実施し、参加者は延べ24,298人、ごみの総収集量は35.82 t となりました。一斉清掃では、海洋ごみ対策の一環として、日本財団と環境省が推進する海洋ごみ削減を目的とした全国一斉清掃キャンペーン「海ごみゼロウィーク」に関連付けを行っています。また、ボランティア袋を配布し、市民や事業者が自発的に行う市内の美化活動を支援しました。さらに、ポイ捨て防止を目的に、小中学生が描いたごみ問題啓発用ポスターコンクールの入賞作品を、啓発看板として掲出できるようラミネート加工して市民へ配布しました。

市街地において、安全な歩行空間の確保や美観風致の維持を図るため、平成17年2月から「違反広告物撤去協力員制度」を設け、市民と市との協働のもと、道路、水路、公園などに違法に設置された立看板や広告物などの撤去を行っています。令和7年3月現在で、同協力員には95人が登録されています。なお、違反広告物は844枚撤去しました。

農地、道路、山林などへのごみの不法投棄を未然に防ぐため、不法投棄のパトロールや取り締まり、防止看板の設置などを継続・強化しています。令和6年度では、週2回(年間103日間)2人1組で市内をパトロールし、不法投棄ごみの回収作業を行った結果、回収件数は1,164件となり、12.74tのごみを回収・処理しました。なお、このうち17件については、家電リサイクル法の処理を行いました。



<不法投棄防止看板>

3 エネルギー環境分野

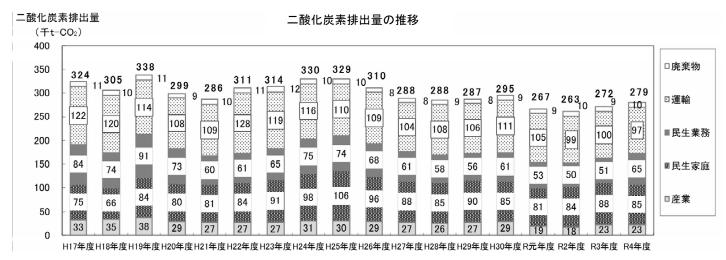
エネー1 省エネ・再エネの推進

1) あきる野市の温室効果ガス排出量

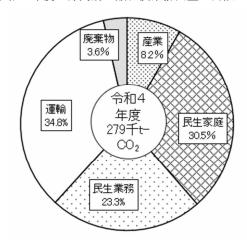
地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素(CO2)などの熱を吸収する性質のある「温室効果ガス」が、 人間の経済活動などに伴って増加し、地球全体の気温が上昇する現象のことです。地球温暖化の進行に より、異常気象や生態系、農業への影響などが懸念されています。

あきる野市の温室効果ガス排出量は、環境基本計画策定時(平成 17 年度)は 33 万 3 千 t -CO₂ でした。その後は、平成 19 年度の 35 万 t -CO₂ をピークに、年度ごとの増減はあるものの、令和 4 年度は 30 万 4 千 t -CO₂ となっています。

また、あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では、温室効果ガス排出量の約90%を占める二酸化炭素について、令和12年度までに平成25年度比48.6%の削減(16万9千t-CO2)を目標としています。令和4年度は約27万9千t-CO2で、平成25年度比15.2%の削減となっています。また、二酸化炭素の排出内訳は、運輸部門が34.8%と最も多く、次いで民生家庭部門、民生業務部門となっています。



令和 4 年度の部門別二酸化炭素排出量の内訳



※ 資料:「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990年度~2022年度)」 (オール東京 62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

2) 市の事務事業における取組

平成 13 年度から「あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、市の公共施設等を対象とする地球温暖化対策の取組を進めています。令和 5 年度からは第五次あきる野市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づいて取組を推進しました。

本計画は、本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を削減するとともに、市民・事業者の 自主的かつ積極的な温室効果ガス排出削減のための行動を促すことを目的としています。

また、運用方法を改善し、多層的 PDCA サイクルによる進行管理の中で、点検・評価を行っていくことで継続的な改善を目指します。

■ 第五次あきる野市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

計画期間:令和5年度~令和12年度(8年間)

基準排出量:7,982 t -CO2

排出量目標: 令和 12 (2030) 年度における温室効果ガス排出量を 3,911 t -CO2 以下とする。 (基準年度比 51%削減)

※ 平成 25 年度を基準年度とし、電気の排出係数は環境省公表の令和 3 年度の排出係数、その他のエネルギーについては「地球温暖化対策推進法」に基づく係数を使用し

た。

取組内容:本計画における主な取組

- 省エネルギー対策の実施
- 再生可能エネルギー設備の導入
- 庁用車の次世代自動車への転換
- 市有地の自然環境の保全・整備
- 職員による環境マネジメント・省エネ行動の実施
- 電気の排出係数の低減

温室効果ガス排出量の推移

	年度	H27	H28	H29	目標値 (R2)
第三次計画	総排出量	3,663	4,019	4,350	1 100 NF
	(t-CO ₂)	3,838	3,877	4,293	4,480 以下

	年度	H30	R1	R2
华 四次表示	総排出量	7,023. 3	6,587. 3	4,789. 4
(京四次計画) 	四次計画 (t-CO2)	7,445. 9	7,252. 9	6,513. 3

	年度	R3	R4	中期目標値 (R3)	目標値 (R12)
第四次計画	総排出量	4,674. 2	6,493, 2	6,703, 8	4,788, 9
另凹次計画 	(t -CO ₂)	6,763, 1	7,517. 2	以下	以下

	年度	R5	R6(速報値)	目標値 (R12)
第五次計画 総排出量 (t-CO ₂)	総排出量	6,718, 3	4,650. 6	3,911
	(t-CO ₂)	7,497. 4	7,282, 8	以下

- ※ 排出量の上段は、当該年度の排出係数(変動値)を用いて算定した排出量であり、下段は、基準年度(第三次計画は平成 24 年度、第四次計画・第五次計画は平成 25 年度)と同様の排出係数を用いて算定した参考値である。
- ※ 令和6年度の値は、集計の速報値であるため、最終的な「温室効果ガス排出量等集計結果報告書」の値と異なる場合がある。
- ※ 平成 30 年度以降は、第四次計画に準拠し、外部委託や指定管理者により管理運営を行っている施設を含んでいる。
- ※ 令和6年度から温室効果ガス排出量の算定方法等の見直しがあり、電気の基礎排出係数において非化石証書やグリーン電力証書及び再工ネ電力由来のJ-クレジットを反映することになったため、再工ネ100%電力を契約している施設では、電力の使用に伴うCO2排出がOとなる。

排出量の推移に示すとおり、令和6年度の温室効果ガス排出量(速報値)は4,650.6 t-CO2となりました。前年と比較すると総排出量が大きく減少していますが、これは電気の基礎排出係数の算定方法が変更となったことで、市の一部施設で契約している再エネ100%電力について、CO2排出量がOになったためです。また、基準年度の排出係数で算出した参考値についても減少しているため、算定方法によらず、総排出量が減少していることが確認できます。令和12年度の目標値に向けて、引き続き、高効率機器の導入や再エネ100%電力の契約を行う等、省エネルギーに配慮した取組を進め、更なる温室効果ガスの排出量の削減を目指していくとともに、今後の経過を注視します。

3) 2050 年ゼロカーボンシティの表明

平成27年に採択されたパリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をする」ことが目標として示され、2050年までに温室効果ガス排出量をゼロにすることが必要とされています。この目標達成に向け、日本政府は令和2年10月26日に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

あきる野市では、令和4年あきる野市第1回定例会3月定例会議における市長の施政方針(令和4年2月17日)において「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しています。



4) 市民・事業者における省エネ活動の促進

家庭や事業所における省エネを促進するため、省エネにつながる取組や取組による効果、省エネを進めるための支援制度などの情報収集や周知を図りました。

家庭における省工ネの推進に向け、「省工ネ型生活 10 か条」と各家庭で月々のエネルギー使用量からどの程度の温室効果ガス(二酸化炭素)が排出されているかを記録する「環境家計簿」の普及を図りました。「省エネ型生活 10 か条」と「環境家計簿」は、平成 27 年度に更新し、市のホームページ等で紹介しています。

令和6年度は、家庭向けの省エネセミナー(大人向け・親子向け)を2回実施し、計47人が参加しました。また、中小企業を対象として、西武信用金庫との協定に基づく脱炭素セミナーの共催に向けて準備を進めました。



<省エネセミナーの様子>

5) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入

市では新エネルギー・省エネルギー機器の導入を進めています。令和6年度は、新設する街路灯 12 基に LED 照明を採用し、LED 照明を用いた街路灯・防犯灯は合計 8,081 基になりました。公共施設では、改修が必要な蛍光灯を順次 LED 照明に交換しています。教育総務課では、学校施設に ESCO 事業による省エネルギー設備・機器(照明設備の LED 化及び高効率空調熱源)を導入、また総務課では、庁舎、生涯学習課推進課ではルピアホールの照明設備を LED 照明(リース)に変更を行いました。さらに、スポーツ推進課では、市民球場のスコアボード制御に、太陽電池パネル及び蓄電池を導入しました。

その他、本庁舎では令和3年度から空調設備制御にAI-BEMS(*1)を導入しています。令和6年度の本庁舎のエネルギー消費量は、前年度比96.43%となっており、LED照明導入による効果と考えられます。

*1 A I - B E M S : 機械学習型ビル・エネルギー管理システム

エネー2 移動手段における地球温暖化対策の推進

1) エコドライブ等の推進

市の温室効果ガス排出量の内訳(19 頁記載)を見ると、運輸部門からの排出量が最大となっています。この背景には、市では自動車の利用頻度が高く、燃料使用量が多いことなどが推察されます。

燃料使用量の節減につながるエコドライブの推進のため、「わたしのエコドライブ宣言」をした方に、「エコドライブマグネットステッカー」を配布しています。令和6年度は、マグネットステッカーを新たに3枚配布し、配布したマグネットステッカー枚数は累計570枚となりました。既にエコドライブ宣言をした方のマグネットシート貼付写真を市ホームページに掲載し、「エコドライブの輪」の拡大にも努めました。

市においても、市職員の業務における省工ネ活動(エコ活動)に基づき、エコドライブを推進しています。給油量、走行距離を記録し、チェック表に庁用自動車の使用による二酸化炭素排出量等をグラフ化することで、燃料使用量の増減を可視化し確認しています。さらに、庁用自動車にエコドライブ啓発ステッカーの貼付を行うとともに、給油時の記録による庁用自動車の燃費把握を行いました。

また、庁用自動車への次世代自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等)の導入、本庁 舎への急速充電器の設置など、燃料使用量の節減に向けた取組を進めています。令和6年度は、電気 自動車を1台導入しました。





<「森っこサンちゃん」エコドライブマグネットステッカー>



< 庁用自動車として利用している電気自動車>

エネー3 緑の活用

1) 森林の保全・活用

市広報を活用して保存緑地と公開緑地の指定制度の紹介や、郷土の恵みの森づくり事業、森林再生事業、森林レンジャーの活動・報告などを行い、森林の多面的機能・緑の大切さを発信しました。

また、木質バイオマス利活用方法、カーボン・オフセットの仕組みづくりや活用方策、地産地消と地球温暖化対策の関連性について、国や東京都、他の地方公共団体、民間事業者の情報収集と研究を行っています。

さらに、本市も参画している「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会の取組として、森林環境譲与税を活用し、市内の公有林 2.94 ヘクタールの整備が行われました。

エネー4 気候変動への適応

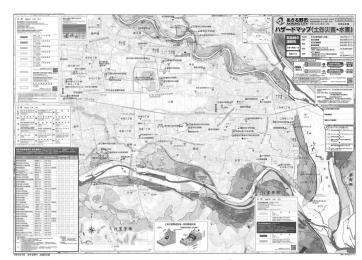
1) 自然災害対策

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じています。「東京都気候変動適応方針」(2019年12月、東京都環境局総務部環境政策課)では、将来の年平均気温は現在より3.4℃上昇し、真夏日、猛暑日、熱帯夜の日数が増加、年間降水量や短時間強雨、無降水日も増加すると予測されています。また、日本への台風接近数は減るものの、極端に強い台風の最大強度が顕著に増加し、その強度を維持した状態で日本を含む中緯度帯まで到達する可能性があると指摘しています。こうした状況を踏まえると、市民・地域・市がそれぞれの役割を理解し、集中豪雨や大型台風に伴う土砂災害や浸水被害に対する備えが必要です。

対策の1つとして作成したあきる野市ハザードマップ(土砂災害・水害)は、市内を東秋留、西秋留、多西、増戸、五日市、戸倉、小宮の7つの地域に区分けし、急傾斜地崩壊等の土砂災害の発生の恐れがある地区及び水害の発生の恐れがある地区を地図化したもので、被害の範囲や程度、避難所等の情報を確認できます。令和6年度は、既存のハザードマップを更新し、市民に危険箇所や避難所の周知を図るため、全戸配布を行うとともに、市ホームページに掲載しました。また、あきる野市産業祭に出展し、来場者に対してハザードマップの説明や、居住地域の危険度・避難場所の確認を実施しました。

また、防災についての普及・啓発として、広報あきる野6月1日号・9月1日号に、自然災害に対する備え等の情報掲載に加えて、消防署からの依頼に基づき、自然災害に対する注意喚起や、東京都が発行する「東京マイ・タイムライン」の配付を行いました。

そのほか、あきる野市防災・安心地域委員会 と連携し、地域防災リーダー育成事業やあきる 野市総合防災訓練を開催しました。



<ハザードマップ>

2) 熱中症予防の普及・啓発と注意喚起

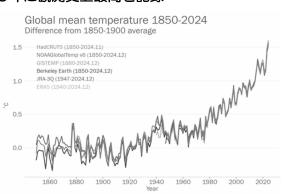
気候が変動したことで、真夏日や猛暑日が増加し、熱中症のリスクが増加しています。市内の健康被害を最小限に抑制するため、ホームページで熱中症の説明、予防法等を掲載し、啓発を行いました。また、令和6年度は東京都に「熱中症警戒アラート」が37回発表され、防災行政無線やメール配信を活用し、32回市民へ熱中症予防の注意喚起を行いました。なお、令和6年から新たに熱中症警戒アラートをもう一段引き上げた「熱中症特別警戒アラート」の運用が開始され、ホームページ、広報等で市民への周知を図りました。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者へは、熱中症予防のリーフレットの配布や見守り事業を通じて熱中症予防の啓発に取り組んでいます。

また、令和6年4月1日に施行された改正気候変動適応法に基づき、適当な冷房設備を有する等の要件を満たす、公共施設8施設、民間施設9施設を、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として指定しました。指定暑熱避難施設は、熱中症特別警戒アラートが発令されていない場合でも令和6年6月1日から10月23日までは、一時的に暑さをしのぐ場所(涼み処)として開放しました。

世界の年平均気温が、令和6年に観測史上最高を記録

世界気象機関(WMO)が発表した報告書によると、令和6年は観測史上最も温暖な年となり、世界の年平均気温は産業革命前に比べ1.55℃上昇しました。これはパリ協定で定められた国際目標である1.5℃以内を初めて単年で超過したことを意味し、地球温暖化の加速を示しています。この深刻な状況に対し、世界全体の迅速な対策が求められています。



※資料:「1850~2024年の世界平均気温」 (世界気象機関)

3) ゴーヤの苗の市民配布

令和6年5月11日に開催したあきる野環境フェスティバル会場内において、環境委員会と共同で、来場者に対しゴーヤの苗(600本)の無料配布を行いました。



<ゴーヤの苗配布の様子>

4) 公共施設でのグリーンカーテンの取組

子どもたちをはじめ市民への普及啓発のため、五日市出張所、保育園、小学校、五日市郷土館等に計 140 本のゴーヤの苗を配布し、グリーンカーテンの実施を促進しました。



























<公共施設でのグリーンカーテン>

5) グリーンカーテンの写真募集

市民及び市内事業者への普及啓発の一環として、グリーンカーテンの写真募集を実施しました。18人から応募があり、提供された写真は、市ホームページ、五日市出張所及び中央図書館で展示しました。





<グリーンカーテンの写真募集>

4 人の活動分野

人-1 人材の育成

1) 一斉清掃

町内会・自治会、秋川漁業協同組合、PTA等の協力により、市内各地の道路や河川等の一斉清掃を実施しています。また、春・秋の一斉清掃を「海ごみゼロウィーク」の取組として実施しています。海ごみゼロウィーク用ごみ袋の配布を行い、海洋プラスチック問題や廃プラスチック問題などに対する啓発にもつなげました。

あきる野市一斉清掃概要

	令和6年 春	令和6年 秋
参加人数(人)	12, 737	11, 561
回収量(t)	18. 07	17. 75

<一斉清掃の様子>

2) 小さな子どものためのおさんぽ会

小さな子どもたちに、本市の恵まれた自然とじっくり向き合う機会を提供し、本市の自然環境の担い手となる人材を育成するため、環境委員会の下部組織である「森のようちえん部会」の主催により、未就学児とその保護者を対象とした「小さな子どものためのおさんぽ会」や、これまでの参加者を対象とした「小さな子どものためのおさんぽ会」(特別企画を含む)を計9回(参加者合計 189人)実施しました。





<小さなこどものためのおさんぽ会の様子>

3) 小中学校における環境教育等の推進

市内小中学校では、各学校の実情に応じた環境教育(エコキャップ運動、もったいない運動、地域の水田や畑を活用した体験活動など)を実施するとともに、児童・生徒がSDGs等に興味・関心をもち、自ら課題を設定し、探究する学習を進めています。また、食に関する指導の充実を図るため、平成24年度から食育の授業を実施しています。学校給食での地場産物の使用、米作り体験や農業体験を実施することで、食への関心をもたせています。

また、「小宮ふるさと自然体験学校」では、子どもたちを中心に、自然とのふれあいの場を提供することにより、心豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化を図るため、市内外の学校や団体の自然体験事業などを実施しています。

令和6年度は、食品ロスに関する出前授業を、市立小学校10校20クラスで実施しました。小学4年生を対象に、食品ロスに関する出前授業を実施したほか、収集車車両の展示と実演、ごみ処理の仕組み、生ごみの水切り、堆肥化などの啓発を実施しました。

ごみ問題啓発ポスターコンクールでは、小学校4年生から中学校3年生までの学年ごとに作品を募集し、241点の応募がありました。また、コンクールの認知度を上げるため表彰式を産業祭で実施し、入賞作品については、啓発用ポスターを作成し、市内のごみ袋販売店に掲出されています。

小宮ふるさと自然体験学校利用状況(令和6年度)

利用形態	回数	利用人数	
自然体験事業等	146回	2, 292人	
その他イベント等	149回	2, 071人	



<小学校での食品ロスの授業の様子>



<小宮ふるさと自然体験学校での体験活動の様子>

4) 森の子コレンジャー

あきる野の自然と文化を守り引き継いでいく自然愛や郷土愛を持った人材を育成するため、森林レンジャーあきる野と一緒に学び、森づくりを行う「森の子コレンジャー」を組織し、1年を通して活動しています。

第 14 期森の子コレンジャー(公募で募集した小学 4、5 年生 10 人)は、令和 6 年 5 月 19 日に始動式を 行い、自然をより深く学ぶ活動として、子どもたちの興 味や自主性を引き出し、人と自然が共に暮らせることを 目的とし、9 回の活動を実施しました。

また、森の子コレンジャー卒業生たちによる同窓会の 活動も 1 回実施しました。同窓会活動では、自分たちが かつて活動した森などの観察やビオトープの整備を行い ました。



<森の子コレンジャー活動の様子>

5) 市民参加と後継者等の育成

市では、市内に分布する外来種の生息・生育状況を把握するため、市民にも情報提供を呼びかけています。市内全域に生息するアライグマ、ハクビシンについて、市民から特定の生物の目撃情報を募り、その情報を基に生息場所を特定し、市内全域で捕獲を行っています。また、近年生息が拡大しているクビアカツヤカミキリは、令和6年度からボランティアを募り、捕獲調査隊を結成しています。市民参加の除草イベント「外来植物除去作戦」では、令和6年6月8日に、東京都西多摩建設事務所が主催する平井川流域連絡会と合同で、一般参加の市民も交えた「平井川オオブタクサ除去作戦」を実施しました。

人材育成の一環として、環境保全につながる取組を担う後継者等を育成するため、「森林サポート レンジャーあきる野」の取組を継続したほか、農業後継者の育成支援として農外からの新規就農希望 者 1 人が市の認定を受け認定新規就農者として就農しました。また、市とともに有害鳥獣対策や外来 種対策に取り組む「あきる野の農と生態系を守り隊」の隊員に対し、免許取得に対する補助やわなの 無料貸し出しを実施し、事業を継続しました。



<平井川オオブタクサ除去作戦の様子>



<外来種のアライグマ>

人-2 協働体制の構築

1) 環境委員会

「あきる野市環境委員会」は、環境基本計画の望ましい環境像である「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」の達成を目指す、市民・事業者・市の協働組織であり、市民 14 人(公募 6 人、地区の代表 6 人、団体 2 人)、事業者 4 人、市職員 2 人の計 20 人で構成しています。

環境基本計画(生物多様性あきる野戦略、地球温暖化対策実行計画(区域施策編))の施策の進捗状況の点検評価を行うとともに、市民・事業者・市の協働による取組を企画し、推進しています。また、環境等について学ぶ「知る」活動を実施しています。







<「知る」活動の様子>

開	化 日	内容	
	令和 6 年 4 月 30 日	第9回	1 令和5年度活動実績及び令和6年度活動スケジュールについて2 令和6年度「知る」活動について3 環境フェスティバルについて
	令和 6 年 5 月 11 日	環境 フェステ ィバル	あきる野環境フェスティバル 2024「環境コーナー」への参加(グリーンカーテン用ゴーヤ苗の配布、環境委員会についてなど)
	令和 6 年 6 月 18 日	第 10 回	1 環境フェスティバル運営委員会委員の推薦について 2 「第二次あきる野市環境基本計画等施策進捗状況調査票」について
第	令和 6 年 7 月 5 日	「知る」 活動	「知る」活動(外来生物の視察等(総合グラウンド及びその周辺))
六期	令和 6 年 8 月 28 日	第11回	1 環境基本計画等施策進捗状況の点検評価の確認について 2 環境基本計画等に対する環境委員会からの意見のとりまとめについて 3 環境白書の案について
	令和 6 年 9 月 25 日	第 12 回	1 環境白書(案)について2 「知る」活動について
	令和 6 年 11 月 5 日	第 13 回	1 「知る活動」について2 令和7年度環境フェスティバルのブース出展について
	令和 7年 1月29日	第14回	令和7年度環境フェスティバルのブース出展について
	令和7年 2月14日	「知る」 活動	「知る」活動(奥多摩水と緑のふれあい館、小河内ダム展望塔、多摩川第一 発電所)
	令和7年 3月10日	第 15 回	令和7年度環境フェスティバルの展示について

2) ホタルの里づくりと清流保全

地域における自然環境の保全と住みよいまちづくりを推進するため、町内会・自治会を中心に行う ホタルの里づくり推進事業に補助金を交付しています。令和6年度は、4団体に補助金を交付し、 1団体にホタルの保全活動を委託しました。

さらに、ホタルの保護や環境整備に取り組んでいる団体を対象に、情報交換会を 1 回開催し、各団体の取組状況を紹介するとともに、意見交換を行いました。

市内の河川の浄化と河川環境の保全を図ることにより、良好な水質や水量が確保された流水と親しみある水辺環境とが織り成す清流を守り残すため、清流保全協力員による河川のパトロールや水質調査、ホタルの生息状況の調査などを実施しています。また、清流保全協力員主催の市民参加型ごみ拾いイベントを行い、34人が参加しました。

3) 生きもの会議

「あきる野市生きもの会議」は、生物多様性あきる野戦略の推進に向け、市内に生息し、または生育する希少動植物の保全方策等の検討を行う組織であり、識見を有する者5人、公募による市民2人、事業者4人、各種団体からの代表者4人、地方公共団体の職員2人の計17人で構成しています。

令和6年度は、あきる野市生きもの会議の本会議は開催しませんでしたが、レッドリスト(昆虫)の作成に向けライトトラップ調査を11回実施しました。また、第三次あきる野市環境基本計画生物多様性検討部会において、本市の生物多様性の現状や課題認識及び各団体の取組等について意見を求めました。